

## どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会会則（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この会は、どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会（以下「委員会」という。）という。

#### （目的）

第2条 委員会は、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとしたキャンペーンの展開により、地域の魅力を「じっくりと」「深く」味わっていただく取り組みを推進し、長期滞在及び地域における持続可能な観光振興につなげることを目的とする。

#### （事業）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）事業計画の策定・実施に関する事項
- （2）事業の広報及びPR活動に関する事項
- （3）関係団体等との調整に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事項

### 第2章 組織等

#### （構成）

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する団体若しくは企業に属する者又は個人を委員とする。

#### （役員）

第5条 委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

2 会長は、高知県観光振興部長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

#### （役員職務）

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、委員会の事業及び会計を監査する。

#### （任期）

第7条 役員及び委員の任期は委員会の解散までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

### 第3章 会議等

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 役員及び委員は、代理の者を出席させることができる。

3 役員及び委員は、代理の者を出席させることができない場合は、委任状をもって会長を除く他の出席委員に権限を委任することができる。

(議決事項)

第9条 委員会の会議は、次の事項を審査し、決定する。

(1) 委員会会則の制定及び改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) その他の重要事項

(議決)

第10条 委員会の会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の承認を得ることにより、会議の議決に代えることができる。

3 前項に規定する議決については、同条第1項の規定を準用する。

(専決処分)

第11条 会長は、委員会の会議を招集するいとまのない場合には、委員会の会議の議決事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(関係者の出席)

第12条 会長は、必要があると認めるときは委員会に次条に定める専門部会の部会長等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第13条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に、部会長を置き、部会長は会長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第14条 会長は、特に必要があるときは、アドバイザーを置くことができ、会議等への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## 第4章 事務局

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県観光振興部及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会が共同で運営する。

3 事務局長は高知県観光振興部副部長（総括）を、また事務局次長は高知県観光振興部観光政策課長をも

って充てる。

## 第5章 経費及び会計年度並びに事務管理等

### (経費)

第16条 委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度の会計予算は、令和5年12月5日に始まるものとする。

3 会計の整理のために、翌年度の4月1日から5月31日までの間を出納整理期間とする。

### (予算)

第18条 委員会のすべての収入及び支出は、予算に計上しなければならない。

2 収支予算は、会計年度ごとに事務局が編成し、委員会に提出してその承認を受けなければならない。

### (決算)

第19条 決算は、会計年度の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

2 決算は、会計年度終了後、事務局において調製し、監事の会計監査を経て、委員会の承認を受けなければならない。

### (事務管理等)

第20条 委員会における事務管理等に関しては、別に定める事務管理規程及び事務決裁規程に基づいて実施する。

## 第6章 解散その他

### (解散)

第21条 委員会は、委員会の会議の議決をもって解散する。

2 委員会が解散した場合の残余財産は、高知県に帰属するものとする。

### (雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則 (令和5年12月5日)

この会則は、令和5年12月5日から施行する。